定　　款

制　定　日：1997年８月19日
最終変更日：2020年５月１日

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社ピースリーと称し、英文ではP3 ， Inc と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　インターネットを利用したマーケティングを行うプラットホームの企画、開発、運営及び管理

２．　広告の企画及び制作並びに広告代理業

３．　各種マーケティングリサーチ業

４．　ニュースメディアに関する業務

５．　専門情報を扱うメディア事業

６．　インターネットを利用した代金決済システムの導入に関する業務

７．　インターネット、その他通信網を利用した各種情報の収集、管理、処理及び提供サービスに関する業務

８．　インターネットを利用したソリューションサービスの提供

９．　コンピュータ使用における会員等のデータベース管理及び会員向け情報のサービス

１０．インターネットのホームページの企画、制作及び管理

１１．テレビ番組、ラジオ番組、インターネット番組、有線放送番組の企画、制作及び配信

１２．映像・画像等の企画、制作、販売、賃貸及び配信

１３．インターネット、携帯電話、スマートフォンその他通信システムを利用した、法人、個人への文字情報・音声情報・画像情報を含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売及び配信サービス業務

１４．グラフィックデザインの企画、制作及び写植版下業務

１５．クリエーター等の育成及びマネージメント並びにプロモート業務

１６．デジタル回路及びアナログ回線を利用した電気通信機器類の開発、製造及び販売

１７．コンピュータハードウェア、サーバー及びその周辺機器の設計、製造並びに販売

１８．コンピュータソフトウェアの開発、制作及び販売

１９．コンピュータ通信、情報通信システムの設計、企画及び施工

２０．データ通信システムに関するソフトウェアの開発、販売及び賃貸

２１．電気通信機械器具のソフトウェアの開発及び販売

２２．電気通信機械器具のハードウェアの製造、開発、販売及び輸出入

２３．アプリケーションシステムの設計及び開発

２４．アプリケーションソフトウェアの企画・開発及び保守・点検

２５．書籍（楽譜・音楽図書・教育図書を含むがこれらに限定されない）・雑誌等の出版物の制作及び販売

２６．インターネット関連商品の製造、販売ならびに輸出入

２７．映像ソフト・音声ソフトの製造、販売及び輸出入
２８．通信販売（インターネットを利用した通信販売を含むがこれに限定されない）に関する業務
２９．商品の企画、開発、デザイン及び販売
３０．キャラクターの企画、開発、デザイン及び販売
３１．電気通信事業
３２．電気通信事業に係るシステムの開発、販売、賃貸及び保守
３３．電気通信工事業
３４．電気工事業
３５．労働者派遣事業
３６．各種イベント・催事の企画、制作、演出、斡旋、実施及び運営
３７．飲食店の企画及び経営
３８．生命保険の募集に関する業務
３９．損害保険代理業
４０．電子決済等代行業
４１．著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得、使用許諾、売買及び管理
４２．録音物、録画物、出版物、原盤の企画、製作及び販売
４３．音楽著作物等の著作物に関する著作権の管理、利用の開発
４４．前各号に関するコンサルティング業務
４５．前各号に付帯する一切の業務
（２）当会社は前項のほか、次の事業及びこれに付帯関連する事業を営むことを目的とする。
（ⅰ）金融商品、不動産等への投資業務
（ⅱ）株式・出資の売買、保有、運用および管理
（ⅲ）その他適法な一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区におく。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２．　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（機関）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章　株　主　総　会

（招　集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

３．取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主１人を代理人としてその議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３．当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるとは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催できる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２４条　会社に、代表取締役社長１名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選任する。

２．代表取締役社長は当会社を代表する。

３．代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役

（監査等委員である取締役を除く）が社長の職務を代行する。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（重要な業務執行の委任）

第２９条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第３０条　取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第３１条　取締役が職務を行うにつき法令に定める要件に該当する場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第１項の規定により免除することができる額を限度として各監査等委員の同意及び取締役会の決議によって、当該取締役の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第１項の賠償責任につき、法令に定める要件に該当する場合は、法令が定める最低責任限度額とする額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

（常勤の監査等委員）

第３４条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３６条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３７条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除及び責任限定）

第３８条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月 31 日までの１年とする。

（期末配当金）

第４０条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年１月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を行う。

（中間配当金）

第４１条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年７月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第４２条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。